

第2回福崎町自治基本条例検討委員会(議事録概要)

日 時 : 平成 24 年 9 月 6 日(木) 10:00～12:05

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

出席委員 : 岡田委員長、中田副委員長、志水委員、小林委員、宮内委員、松岡政委員、
城谷委員、谷口委員、大久保委員、松岡博委員、森井委員、埴岡委員、山本委員

福 崎 町 : 嶋田町長、橋本副町長

(事 務 局:企画財政課 福永課長 森係長 山本主事 川上主事)

欠 席 者 : 石田委員

【会議概要】

1. 開会

2. あいさつ

岡田委員長 本日からいよいよ本格的な議論を進めていかなければなりません。外も暑いですが、中も暑い議論、活発な議論を行いまして、自治の内実を作っていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。進め方など不慣れなところが多々あるかと思いますが、円滑に進めていきたいと思うので、ご協力のほどよろしくお願いします。

嶋田町長 第2回福崎町自治基本条例検討委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。自治基本条例の制定ということはこんなに大きな意義があるというか、反響があるということにはよく知りませんでした。第1回目を新聞等で調べたのでしょうかけれども、たくさんの方々から意見を、人によっては何十枚にもわたる論文形式の文章を頂くということがございました。そういったこともありますので、私が基本条例にかける思いをいちいち答えるということも必要でありますけれども、しかし私は、町政50周年記念の時に約10年の私の町長経験を踏まえた記念講演をお願いいたしまして、そのときに私の気持ちをかなりまとめて述べさせていただいております。その記録がありましたのでそれをお配りさせていただいて私の自治基本条例にかける思いの一端を見ていただければとこのように思っているわけでございます。まとめて申しますと、憲法を暮らしに活かし、福崎町民のいのち・くらし・人権を守る、そのような基本条例であって欲しい、それ以上のものを願っているわけではないわけでありませう。従いまして、これは私の思いでございますけれども、委員皆様方のご意見が十分反映をしまして、すばらしい自治基本条例になりますことを心から願っているわけでございます。ご参集いただきました皆様方に心からお礼申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

3. 基本条例に盛り込む構成要素について

事務局 (事務局から資料説明)

4. 質疑

委員長 本日、見ていただく資料はかなりボリュームがある。なかなかぱっと見て内容を理解する

のは難しい。改めて、簡単に整理をしますと、今日を含めて来年の春までに5回会議を実施される予定です。今回、次回、3回目までで事務局から出される条文について議論をしていただくこととなる。3回で十分かという、中身も豊富であり、最終的に改めて調整する場も設けていただけるとのことである。毎回、確定ということではなく、意見が出たときどきに集中的に議論を進めていけたらと思います。事務局側の条例案ではワーキングチーム等での議論もあったと聞いているので、その辺の説明も話していただけたらと思う。疑問等がありましたら積極的に意見をどんどん出していただきたい。本日は、前文と第1章 総則、第2章 町民・議会・町長等までである。第1章はかなり重要な部分であり、具体的な話を交えながら進めて行きたいと思うのでよろしくお願いします。前文、第1章、第2章と分けて話をすすめたいと思う。文言や表現の仕方で不明な点についての発言を頂きたい。それでは前文について意見はないか。

委 員 高速道路と高速道路の交わったところは、ジャンクションといたりするが、ここではインターチェンジとしてあるが、この表現でいいか。

事務局 総合計画ではインターチェンジと表現している。

委 員 今後、ずっと残っていくので確認をさせてもらった。

委員長 そのとおりで、ことば、漢字一つとっても気になれば発言願う。

委 員 6行目のわたしたちは誰のことを指しているのか。

事務局 町民、議会、行政の全てを指したことばとして表現しています。

委員長 下から2段落目の「大切なのは、」のところで、「福崎の自治」の主体・・・、議会や町長等だけではなく町民だという意識 と三位一体で私たちという表現になっていると思われる。

委 員 外国人も含めていくのであればこのままでいいのでは。

委員長 また、自宅でも読んでいただき、気のつい他ところを次回に発言いただきたい。前文についてはひとまずここまでとする。それでは総則に入るがいろんなところにかかわってくる。第1条の目的であるが、自助・自立(律)・共助・公助のまちづくりのバランスをどうとっていくかという基本的な枠組みの主旨であると思われる。第2条は用語の定義である。しばしば問題になるのが町民である。住居を有するもの、住民票を持っているという者より、それよりもはるかに広い範囲を示している。個人、法人、団体が入る。また、外国人や子どもも考えていく必要がある。そのあたりを検討していただけたらと思う。また、第3条も重要なポイントでもある。ここでは緩やかな表現で、尊重するとしている。他団体では最高法規や最高規範としている。具体的な場面を話しますと、他の条例との齟齬やバックギアがあった場合にどちら

を優先するののかという問題がでてくる。今の案であれば、町の基本的なルールなのでできる限り整合を図ると聞いているが、それでいいのかどうか。第4条の原則については、情報共有や参画・協働が定められている。参考2・3を参考にしながらご検討いただきたいと思う。

委員 先日、自治基本条例反対派の講演を聞いてきた。反面教師的に勉強をしてきた。また当初、なぜ町が自治基本条例をつくるのかが不明であったが、福崎町をよくしていきたいという理由が判明したのでそれはいいと思う。小野市では老朽化した民家を条例により取り壊しができるのかという問題がマスコミで取り上げられていた。公序良俗において条例に従って壊されても仕方ないと思う場合もあると感じた。個人の財産、条例どちらを優先するべきかということもあり、一つの例としてあげさせてもらった。

委員 まず、資料は事前に頂きたい。先に読んでいないとなかなか意見が出せない。町民の定義ですが、私の事業所にも中国人研修生・外国人がおり、極端に数が増えてくると、福崎町民として生活している方とそうでない人とで多数決をとる場合、福崎町民が望まない方向へいく場合があると思う。また町外の就業者なども町民とみなすならば、その辺はどう考えているのか議論が必要と思う。

委員長 町民の範囲をどこまで広げるべきかがポイントである。

委員 会社でも外国人の意見が全て通るということはない。公平に物事を判断し施策を行っている。特に今現在では問題は出ていない。

委員長 最初はお互い分からないということで軋轢を生むが、コミュニケーションをとっていけば、お互い理解しあえるようにというが、言うわ易し、行うは難しではあるが、理解し合うことは必要である。

委員 外国人が入ってくると、その通訳が必要になると思う。また、町民に外国人が含まれれば参政権を認めることに繋がると思う。例えば、外国人にとって都合の悪い町長であれば、罷免運動を起こし、自分たちの都合のいい町長を擁立することがある。

委員 定義ですが模範例があり、全国どこの条例をみても同じということであれば、町民の定義の範囲を縮めればその意義どうなるのか。

委員長 資料 3 を見ていただきますと、各町の定義が載っているのでご覧頂きたい。住民の範囲をどこまで広げるか、勉強・仕事をしている人も含めて生活をしている人々、そこで一緒にいる人々が対象となるという主旨と考える。近年、外国人が町に入ってくるということは世界的に見られる。外国人を排除しようとすれば軋轢が発生する。むしろ、コミュニケーションをとっていくことが必要だろうと思う。今までは、町民の概念が住民であり、法律ではそこに住んでいる者を指していたが、しかし、それだけではなく、そこにやって来る者も対象となり、かなり範囲が広がる。

委員 活動の中で、姿をかえた暴力団などの悪意を持った者が多数いた場合、口の達者な人がいた場合に問題が起こるのでは。また、町民が今日のような会議が行われていることが知らなかったといわれることが無いように情報を開示していただきたい。

事務局 最近、町のホームページを利用して意見が寄せられた。1点目が町ホームページトップから自治基本条例のページへ飛ぶボタンを設置していただきたい。2点目が自治基本条例のページ内で町民意見が述べられるよう検討を願うとのことであり、事務局としてこれらにつき検討委員会で意見を伺いたいと考えていた。

委員長 できるだけそのようにしていきたい。多くの意見を集めることは重要なことである。よろしくお願いします。

委員 7月9日から住民基本台帳法の改正があり、外国人が住民票を取得できるようになり、間接的参政権を外国人が得るようになった。諸外国ではありえません。また、この委員会は町会議員 3 人を除いての委員は、選挙で住民に信託を得ていません。このような重大な条例を検討するのは筋違いではないかと考える。全国でも 2、3 割の市町村しか制定していない状況である。福崎町の未来に禍根を残さぬよう慎重にお願いしたい。

委員 福崎町をよくしたいという理念が前面に出ておれば、そして検討委員会の情報がしっかり流されておればさほど問題は無いと思う。条例を作ることと参政権とは別だと考える。条例を作って住みよい福崎町を子孫に残していこうという理念が明確になっておれば町民のみなさんに理解いただけると思う。

委員 参考 3 の他町の定義と異なり、福崎町では町民を町内に住所を有する者(以下「住民」という。)、通勤または通学する者などがある。裏を返すと、住民とは町内に住所登録を有する者、通勤または通学する者などを含めて町民とするとなっている。ここで町民と住民を分ける必要があるのか。もう 1 点は、第 2 条(3)で町とは議会及び町長等をいう、となっているが、5 ページの第 3 条第 2 項で町とでてくる。町の中に、議会と町長等を一緒にしていいのか、明文化したときに問題が出てこないか心配である。

委員長 まず、住民と町民という言葉を区別するべきかどうかということです。

委員 住民投票と町民投票という言い方が 2 つあってもいいと思う。町内の住民だけで投票する場合と、通勤や通学なども含めたもので行う場合と 2 ケースあると思う。

委員長 その通りである。住民投票については今後出てくるが、住民という言葉は法律用語で出てくるが範囲がかなり限定されており、ここではそれ以外の者も含んでとっと広く捉えるという意味合いで町民と定義されているという主旨だと思う。

委員 町民投票となると、町内へ通勤や通学される方は投票権を持ち、自分の住所地でも投票権を持っているということか。

委員長 そういうことではない。だから住民という定義が必要ではないかということです。町民投票という規定はない。参政権と町民の自治とは違う。参政権は別途規定されているものである。

委員 住民投票に繋がるかもしれないが、町民の範囲を広く捉えすぎると、最終的に好ましくない団体も入ってくる可能性があることが懸念される。

委員 住民票は必ず福崎町に置かないといけないのか。

事務局 アパート住まいで、住民票がない方もいる。住民の都合もあるので住民票は必ず置かなくてもよい。国勢調査人口と住基人口の差がそれに当たる。

委員長 今日の議題でないが、住民投票の主体について、住民票を持っている方、それ以外の方が一緒になって投票すると懸念を持っている方もいるので、少し事務局から考えを聞かせてもらえるか。

事務局 住民投票については後日集中して議論を頂くが、合併議論や迷惑施設など重大な案件について条例で定めて住民投票を行っていくこととなる。住民投票を行うときはそれぞれの案件によって、対象者の年齢要件を「20 歳以上とする」とか範囲を「日本国籍を有する者とする」などのそのつどふさわしい条件を検討することになる。自治基本条例に住民投票の規

定があるからといって必ず投票権があるということではない。

委員 自治基本条例が指針(基本)ということであれば、住民投票をそのつど考えていくと、町民の定義にある、町内に通勤・通学する者も含まれるようにシフトするのではないかな。

事務局 自治基本条例の中で定めるならば、住民投票については別途条例で定めるという表現とする予定である。

委員 そうなれば、住民投票を定めるときは、自治基本条例に合わせるということなので町民の定義は町民と住民に分けたほうが良いと思う。

事務局 住民投票はそれぞれの案件により対象者要件を検討することとなる。

委員 案件により対象者要件が 18 歳以上からとか、住民のみとするならば、やはり町民と住民に分けたほうがよい。

委員 資料 3 を見ると、子どもは投票権はないと思うが、投票の件ばかりを掘り下げていくのではなく、もう少し広い視点で考えていったほうがいい。

委員長 住民投票の話が出たので少し振ってみた。参政権の問題は政治上・法律上の問題で、また別問題である。条例でできる問題ではない。住民投票は、今後どうなっていくか、現在自治法が改正されているところで、今後国のほうで決められる。何でもかんで地方で決められるわけではない。

副町長 町長があいさつで申し上げたように日本の国は法律国家でありますので、一番上位は憲法で法律が来る。今、委員長が言われたとおり、地方自治法改正がこの 8 月 29 日参議院通過した。条例の制定より監査のおける分野については、住民の規定はあるが、選挙権のある方、選挙人名簿に登載されている方と明文化されている。それぞれの分野で限定してしまうのではなく、それぞれの法律に従い基づいて条例などは作られる。当然、上位法と言われつつも、法律の拘束を受けた中で条例を設けなければならないということである。いろいろ改定されているが、参政権一つとっても、それぞれ歴史的な流れがあり、法律に基づいて変わってくると思う。現在ある法律の範囲の中で条例を作成していきたいと事務局は考えている。

委員長 そのとおりであって、自治基本条例が、基本的には何でもできてしまうものではないということであり、緩やかに考えすぎないほうが良いと考える。次に、第 2 条(3)町 議会及び町長等に移りたいが事務局から何か意見はあるか。

事務局 今後、議会側で議会基本条例につき検討されると聞いています。その中で議会の立場を明記されるに当たって、議会及び町長等を町と一本で括らずに分ける方がよいということであれば、検討させていただく。

委員長 不都合が発生することがあるのか。

委員 自治基本条例は 6 章まであるようだが、その全文を出してもらわないと一つ一つの文言に整合性があるのかさっぱり分からないので、やはり全文を提示してもらいたい。そのほうが分かりやすいと思う。福崎町は昼間人口が夜間人口よりも多い町である。何を優先して決めていくのが問題となってくるが、まず、この条例の中に議会も含めていいのか。議会は執行機関ではない。福崎町の意味決定機関、監視機関となっているので議会までこの条例に含まれていいのかという思いがある。やはり全文を提示してもらいたい。

事務局 現在、パーツを 3 つに分けて、ワーキングで条例案の検討作業を行っており、全文はでき

ていない。ご指摘のとおり、現状では全体が見えないということなので、委員会を3から4回行った後で、全体を振り返る時間をとらせていただきたいと考えている。議会を含めていいのかという質問だが、まちづくりを行う主体は町民、議会、町長等の1つとしているので、やはり議会を含めるべきである考え、基本的なところを記述している。

委員長 やはり議会、町、町長等、全文と照らし合わせて見ていかなければならないと思う。しかし、今回検討する条文では問題がないように思う。第3条に移るが、第2項の町というところに議会が入っているのには無理があるのではないかと質問があったが、これについてはどうか。

委員 通常、条例制定権については町長にある。

委員 議会は議決権はあるのか。

委員 議決権は議会にある。

委員 そういう意味合いで、議会が含まれてもいいのでは。

委員 議員は住民に選ばれた代表として、町の監視役であるならば、議員を含むべきであると私は考える。

委員長 第7条には町政の意思決定、監視機関と普通は説明します。意思決定の中に、条例制定いわゆる議案提出、発議ができるが、実態として多くはない。

委員 ただし制約がある。予算を伴うものなどの制約がある。

委員長 確かにあるが、第3条第2項の条例、規則等の制定、改廃及び運用に議会がかかわっていないということになると問題があるように思う。

町長 私が指示した内容を図示させていただく。私たちが物事を理解するときにベン図というものを使う。町全体として大きな円を書き、その中に2つの円を書きます。その小さな2つの円は町長と議会です。今は町全体を議論しているので、議会も入っているだろうと追い思いである。今回お願いしているのは、議会、町の問題を話しているのではなく、これらをひっくるめた町全体で物事を見ていただきたいという思いでお願いしている。

委員 まず、議会及び町等と分けて定義しておき、必要であれば、議会及び町等と使えばいい。この先、懸念材料になるかもしれない。

町長 細部でいうと、町と議会は対立関係である。今回お願いしている問題は、議会と町をひっくるめて討議してもらえないかということである。しかし、議会は別であるといわれるならばそういうこともありうると思う。しかし、議会も町も執行機関も町民のことを思い仕事をしているのでそのような観点で議論していただけたらと思う。

委員長 そうすれば先程の概念図の中にはもちろん町民ももう一つの円として入るということになる。

町長 そのとおりである。

委員長 町というところを厳密に見ていくほうがいいということであれば、今後確認していくこととする。他に何かないか。

委員 私たちは福崎町民から選挙で信託を受けていない者が、この委員会で条例案を決めてしまうのは、憲法違反ではないか。

委員 議会の側から言わせていただくと、これはあくまで町長が条例案を作られるための検討する委員会である。ここで検討し、提案した内容100%そのまま町長が議案として出されるかは分からない。条例として決定するには議会に提出され、議会で改めて検討され、そして

採決をされ、決定されるという流れになる。あくまで町長が条例提案するために、条例案を検討し、町長に提案をする会議である。もちろん最終決定は町議会で採決されることとなる。

委員 自治基本条例はどこ自治体も殆ど同じようである。このような委員会で検討していいのか……………。

委員 東日本大震災が来ると行政は何もできなかった。自分の命は自分で守る、自分たちのまちは自分たちでよくしていこうとしている。国に依存ばかりしていると、地方の行政は成り立たないから、基本条例を作るという主旨があると思う。この委員会の取り組みがいいものであれば、続けられればいいし、悪ければボツにして構わない。ですが、自助、共助、公助をやっていかないと、なんでもかんでも人任せではいけないと思う。

委員長 自治基本条例に限らず、他の条例を作っていくうえで、このようなやり方はしばしばみられる。それが正しくないといられると、このシステム自体を議論しないといけなくなる。これは本日の議論のポイントがずれると思う。

委員 東日本大震災級の災害となれば、やはり国が主導で動いていかないといけないと思う。原発事故もそうである。政府の中央集権的な力も必要だと思う。

委員 東日本大震災か大人災か知らないが、二度と繰り返さないと言いながら、起きてしまった。やはり自分の命は自分で守るという意味でこの条例は必要であると思う。震災か人災は人それぞれのものさしによるところがあるが。

委員長 言われるとおり国はその役割をしっかりとやってもらわないといけない。だからといって地方の側が自律した発想を持つてはいけないという話は矛盾しないだろうと思う。これをつくるから国の関与を拒否するものではない。そこは理解していただきたい。このような委員会で物事を決めるということは必ずしも不適切ではなく、最近では通常行われていることである。その点も制度としてご理解いただきたい。また、第3条では他市長とは違う配慮がここには含まれている。最大限に尊重するという言い方と最高法規という言い方ではややニュアンスが違っており、たたき台作成時の配慮が見られる。意見がなければ第2章の町民・議会・町長等に入りたいと思う。

委員 第5条の町民は、町政に関する情報について、知る権利を有する とあるがどのような方法で行われているか。

事務局 ホームページ、広報紙、役場の情報公開コーナー、図書館、文化センター、千種研修センターなどに資料を備えて、積極的に情報を発信しています。

委員長 情報に関して、生活している上で不都合や不便なことなど何か意見はないか。

委員 町広報紙は全戸に配布されていると思う。情報に関して、広報紙を読むという義務があるのか。それと、外国人に対しても情報を知る権利ということでどう考えておられるか。

事務局 外国人に対して、外国語の広報紙まで発刊していない。発行の予定も未定である。重要なお知らせについては、対応する場合もある。

委員長 確かにこの辺りは重要なところでもある。情報は生活する上で重要である。閉鎖的にならないように何らかの仕掛けを考えないといけないと思う。

委員 窓口には、外国語の制度情報などはあるが、広報紙はないということであるか。

事務局 そうである。

- 委 員 この情報を外国人に流してくださいと言えば、各企業はやる。しかし、きめ細かい対応をすることが大切だと思う。町にはできるところからやっていただきたい。
- 委員長 その辺を事務局側でも工夫をお願いします。ここまでやったところが今日で終わりということではなく、また、次回からは事前に資料を配布して読んできてもらい、意見をいただけるようにしたいと思う。本日、資料を持ち帰られて、ご意見、ご質問があれば次回に発言いただきたい。
- 委 員 第6条第2項で、地域の活性化に資する活動となるよう努めるものとする となっているので責務ではなく努力目標ということでもいいのか。
- 事務局 地域コミュニティやNPOやボランティア団体などは、全てが地域の活性化に資する活動を行っているわけではないので、努力目標とした。
- 委員長 本日はこれで終りとするが、意見等があれば次回にお願いします。それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

5.連絡事項

- 事務局 本日頂いた意見や訂正箇所については次回お示ししたいと思うのでよろしくお願いします。資料については事前に渡せるようにしたいと思っているのでよろしくお願いします。また、条文の第2条第1号の説明で「住民基本台帳に記載されている者及び」となっているが、もう少し広く捉えた者の表現となるように改めさせていただき、次回にお示ししたいと思うのでよろしくお願いします。それと、ホームページ上での意見募集をして欲しいという意見が役場へ寄せられた案件があるが、委員会にお尋ねしたい。
- 委員長 条例の主旨からしても、町民から広く意見を集めるということなのでいいことだと思うが、やり方は事務局に任せることとする。委員から何か意見はあるか。なければそのようにお願いします。それでは閉会に移る。

6.閉会

- 副委員長 これをもって第2回検討委員会を終わりますが、多くの内容を含んでおり、皆さんからご意見を賜った。今後においてもみなさんから忌憚のないご意見を賜りながら、方向性を見出したいと思うので、今後ともよろしくお願いします。それではこれで閉会とする。ありがとうございました。